

様式第13号(第18条関係)

一般廃棄物処理業許可証

三芳環収第886号

平成30年4月1日

さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号

クリーンシステム株式会社

代表取締役 社長 田口 幸隆 様

三芳町長 林 伊佐雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例第25条第2項の規定により下記のとおり一般廃棄物処理業を許可する。

記

| | |
|--|---------------------------------|
| 許可番号 | 4 |
| 取扱一般廃棄物の種類 | 可燃物、資源物 |
| 事業の範囲 | 1 収集 2 運搬 |
| 許可の有効期間 | 平成30年 4月 1日から 平成32年 3月 31日まで |
| 1. 許可区域 三芳町 2. 許可期限 平成32年3月31日 3. 許可条件 収集運搬 ・申請のあった一般廃棄物に限る。 ・申請のあった運搬車両及び器材以外を使用しないこと。 ・(株)ヤオコー三芳藤久保店、アクロスプラザ三芳、オリヤス(株)、埼玉スバル自動車(株)、丸八倉庫(株)竹間沢倉庫、ネクセリア東日本(株)pasar三芳マネジメントオフィス、イエローハット三芳店、タイヤ館新座店、(株)マルコシ、(株)アットロジ埼玉営業所、ワタミ(株)埼玉ふじみ営業所、(株)ホームロジスティク所沢配送センター、トヨタ部品埼玉共販(株)所沢店、(株)ヤスノ三芳商品センター、(株)国分商会タイヤサポートメンテナンス事業部三芳営業所、(株)ブックセンター、(株)TSロジテック三芳物流センター、ローソン富士見上沢公園前店より排出される一般廃棄物に限る。 ・作業中は、交通安全に努め廃棄物を飛散させぬよう十分注意すること。 ・寄居町内の処分先へ運搬ができる一般廃棄物の種類 ①紙くず、②木くず、③繊維くず、④動植物性残さ、⑤食品循環資源(食リ法) ・寄居町内の処分先の中間処分業者 オリックス資源循環(株)、(株)アイル・クリーンテック | |